

事業者排出量削減報告書

(宛先)京都府知事 報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 東京都千代田区二番町8番地8	平成27年7月28日 報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 株式会社セブン-イレブン・ジャパン 代表取締役社長 井阪 隆一
---	--

主たる業種	コンビニエンスストア						細分類番号	5 8 9 1								
事業者の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号						京都府地球温暖化対策条例施行規則									
計画期間	平成26年4月から平成29年3月まで															
基本方針	セブン&アイグループの「環境宣言」「地球温暖化対策に基づく基本方針」に基づき、CO ₂ 排出量の削減に努める。															
計画を推進するための体制	京都地区のオペレーション本部を中心に、加盟店向け省エネ啓発を継続的に実施するとともに、建築設備本部を中心に省エネ型の販売設備の開発・導入を積極的に進める。															
温室効果ガスの排出量	温室効果ガスの排出量	基準年度 (25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	増減率										
	事業活動に伴う排出の量	19,808.9トン	20,282.4トン	トン	トン	2.4 パーセント										
	評価の対象となる排出の量	19,808.9トン	20,282.4トン	トン	トン	2.4 パーセント										
実績に対する自己評価	当初想定した第1年度の排出量よりも、総排出量は抑制できたが、総量での削減には至らなかった。引き続き省エネにつとめる。															
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	原単位の指標	基準年度 (25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	増減率										
	事業活動に伴う排出の量 (kg-CO ₂ /m ²)	472.10	434.10			-8.05 パーセント										
	事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント										
実績に対する自己評価	原単位当たりの排出量は削減できているが、総量削減には至らなかった。計画期間を通じて原単位削減できるように努める。															
重点的に実施する取組の実施状況	基準年度 (25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	備考											
	175.0 パーセント	175.0 パーセント	パーセント	パーセント												
具体的な取組及び措置の内容	(26)年度	太陽光パネルの設置、電気の見える化等による省エネ取組みを継続。														
	(27)年度															
	(28)年度															
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容	地区事務所勤務者は車両通勤を原則禁止。														
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	平成26年度も継続して取組みを実施できた。														
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区分	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	備考											
	森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン	トン	トン												
	地域産木材の利用によるもの	0.0 トン	トン	トン												
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0 トン	トン	トン												
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0 トン	トン	トン												
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの	0.0 トン	トン	トン												
	合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン												
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	<ul style="list-style-type: none"> オリジナル商品の容器包装に環境配慮を実施(PB商品の飲料容器・セブンカフェのホットカップに間伐材を利用、サラダカップをバイオマスPET/リサイクルPETを採用等) セブン-イレブン記念財団を通じ、環境市民団体への助成活動を継続する。 															
特記事項	第一計画期間の超過削減量を、第二計画期間の温室効果ガス排出量から次のとおり差し引く。 <table border="1"> <tr> <th>超過削減量</th> <th>第1年度</th> <th>第2年度</th> <th>第3年度</th> </tr> <tr> <td>43.9 トン</td> <td>0.0 トン</td> <td>0.0 トン</td> <td>43.9 トン</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 平成26年度も新規開店、閉店があった。店舗数の増減に伴う計画の変更は、該当店の稼動実績に基き、変更・修正の予定。 								超過削減量	第1年度	第2年度	第3年度	43.9 トン	0.0 トン	0.0 トン	43.9 トン
超過削減量	第1年度	第2年度	第3年度													
43.9 トン	0.0 トン	0.0 トン	43.9 トン													

注1 該当する□には、印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、印の記入は不要です。

2 「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

4 「削減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

5 「重点的に実施する取組の実施状況」とは、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施した取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。